

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

サービス対価の算定及び支払方法

防衛省

【添付資料等】

別添資料 主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準

別紙 パフォーマンスに反映する項目及び基準

衛星コンステレーションの整備・運営等事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の定める手続により、防衛省が実施するものである。防衛省は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価（以下「サービス対価」という。）を事業者に支払うものとし、以下にその算定及び支払方法を示す。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、本事業の実施に関して防衛省及び事業者の間で締結される事業契約書に定めるところと同じとする。

第1 サービス対価の構成

1. サービス対価の構成

本事業を遂行するに当たり必要なサービス対価は、画像データ取得に係る費用（以下「画像データ取得費」という。）及び専用地上施設の運用等業務に係る費用（以下「専用地上施設運用等業務費」という。）のほか、本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「全般管理業務費」という。）で構成される。

サービス対価を構成する各費用の内訳は、2. (1)の表1に示すとおりとする。

(1) 画像データ取得費

画像データ取得費は、合成開口レーダー（以下「SAR」という。）衛星及び光学衛星を活用した画像データ取得のために必要な衛星コンステレーションの整備に係る費用、衛星コンステレーションからの画像データの取得に係る費用及びその他衛星コンステレーションからの画像データの取得に関して必要な一切の業務に係る費用から構成されるものとする。

(2) 専用地上施設運用等業務費

専用地上施設運用等業務費は、統合運用システム等の整備、運用及び維持管理並びにその他統合運用システム等の運用等に関して必要な一切の業務に係る費用（以下「統合運用システム等運用等業務費」という。）、専用地上局の整備、運用及び維持管理並びにその他専用地上局の運用等に関して必要な一切の業務に係る費用（以下「専用地上局運用等業務費」という。）から構成されるものとする。

ア 統合運用システム等運用等業務費

（ア）統合運用システム等整備費

統合運用システム等整備費は、統合運用システム等の整備に係る費用とする。

（イ）統合運用システム等運用・維持管理費

統合運用システム等運用・維持管理費は、統合運用システム等の運用及び維持管理並びにその他統合運用システム等の運用等に関して必要な一切の業務に係る費用とする。

イ 専用地上局運用等業務費

（ア）専用地上局整備費

専用地上局整備費は、専用地上局の整備に係る費用とする。

（イ）専用地上局運用・維持管理費

専用地上局運用・維持管理費は、専用地上局の運用及び維持管理並びにその他専用地上局の運用等に関して必要な一切の業務に係る費用とする。

(3) 全般管理業務費

全般管理業務費は、事業契約締結日から事業期間終了日までの全般管理業務に係る費用、事業者の開業に伴う諸費用及び事業者の管理費並びに事業者の税引前利益とする。

2. サービス対価等の内訳

(1) サービス対価を構成する各費用の内訳

サービス対価を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりである。

表1. サービス対価の内訳

項目		支払区分	費用の内容
(1) 画像データ取得費		画像データ取得費	画像データ取得に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・SAR衛星を活用した画像データ取得のために必要な衛星コンステレーションの整備及び画像データの取得、その他必要な一切の業務に係る費用 ・光学衛星を活用した画像データ取得のために必要な衛星コンステレーションの整備及び画像データの取得、その他必要な一切の業務に係る費用
(2) 専用地上施設運用等業務費	ア 統合運用システム等運用等業務費	(ア) 統合運用システム等整備費	統合運用システム等の整備に係る費用
		(イ) 統合運用システム等運用・維持管理費	統合運用システム等の運用及び維持管理に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・統合運用システム等の運用に係る費用 ・統合運用システム等の維持管理に係る費用 ・統合運用システム等の運用等に必要一切の業務に係る費用
	イ 専用地上局運用等業務費	(ア) 専用地上局整備費	専用地上局の整備に係る費用
		(イ) 専用地上局運用・維持管理費	専用地上局の運用及び維持管理に係る以下の費用： <ul style="list-style-type: none"> ・専用地上局の運用に係る費用 ・専用地上局の維持管理に係る費用 ・専用地上局の運用等に必要一切の業務に係る費用

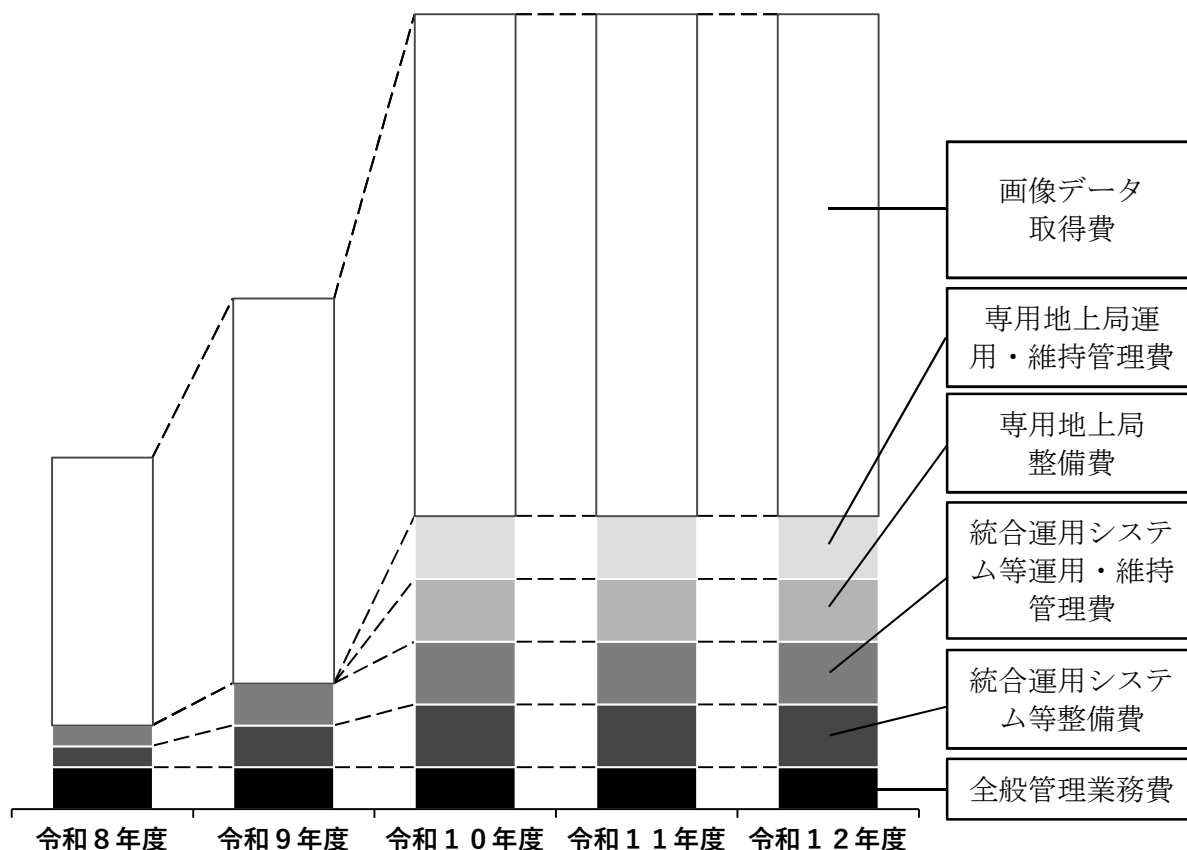
(3) 全般管理業務費	全般管理業務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業契約締結日から事業期間終了日までの全般管理業務に係る費用 ・ 事業者の開業に伴う諸費用 ・ 事業者の管理費（公租公課、事務費、保険料、事業期間中に発生することが見込まれる変更手続費用等） ・ 事業者の税引前利益
-------------	---------	--

第2 サービス対価の算定及び支払方法

1. 支払方法の基本的な考え方

本事業は、本事業衛星によるコンステレーションからの画像データの取得等に係るサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、防衛省は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を本事業衛星によるコンステレーションの運用開始日以降の事業期間を通じて、原則として提供される業務のサービス水準に応じて支払うものとする。

【参考】支払イメージ（消費税等を除く。）



なお、各年度の要求数量は、業務要求水準書（資料-2）に示すとおり。
また、サービス対価における各年度の予算額の割合は表2のとおりである。

表2. 各年度の予算額の割合

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
要求数量	業務要求水準書（資料-2）における保護すべき情報を参照すること。				
予算額の割合	9.2423%	14.2936%	23.4771%	26.4064%	26.5803%

2. 支払方法の基本的事項

(1) サービス対価の支払条件

事業者は、業務要求水準書（資料-2）等の規定に基づき、四半期ごとに当該四半期終了後5営業日以内に撮像明細書を含む活動報告書を防衛省に提出する。

防衛省は、受領後速やかに当該書類の検査を行い、業務要求水準書等と照らし、履行内容が適切と認めた場合には、検査に合格した旨を事業者に通知する。

事業者は、検査合格の通知を受けた後、当期のサービス対価に関する適法な請求書を防衛省に提出する。

(2) 支払スケジュール

防衛省は、以下の3. で算定された各費用のサービス対価を、事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に支払う。

具体的には、毎年度、4月1日から6月30日までの第1支払期分、7月1日から9月30日までの第2支払期分、10月1日から12月31日までの第3支払期分、1月1日から3月31日までの第4支払期分の年4回とし、各支払期の請求書を受領後30日以内に支払う。

なお、支払日の当日が閉庁日の場合は、その前営業日までに支払うものとする。

支払額については、各年度における年4回の支払額が均等になるように支払い、令和12年度の最終支払期は、各回均等額では払いきれない端数残額を加算した額とする。

3. 各費用の支払額の算定及び支払方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(3)までのとおり算定する。

(1) 画像データ取得費

本事業衛星によるコンステレーション運用開始日（令和8年4月1日）以降の事業期間（以下「本事業期間」という。）を通じて、各回の画像データ取得費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、四半期ごとに支払う。

(2) 専用地上施設運用等業務費

ア 統合運用システム等運用等業務費

(ア) 統合運用システム等整備費

本事業期間を通じて、各回の統合運用システム等整備費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、四半期ごとに支払う。

ただし、令和8年度において、本事業統合運用システム等の運用開始月が四半期間中である場合、四半期ごとの支払額は、サービス提供期間の月数に応じた額とする。

(イ) 統合運用システム等運用・維持管理費

本事業期間を通じて、各回の統合運用システム等運用・維持管理費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、四半期ごとに支払う。

ただし、令和8年度において、本事業統合運用システム等の運用開始月が四半期間中である場合、四半期ごとの支払額は、サービス提供期間の月数に応じた額とする。

イ 専用地上局運用等業務費

(ア) 専用地上局整備費

本事業専用地上局が運用開始する令和10年3月31日以降において、各回の専用地上局整備費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、四半期ごとに支払う。

(イ) 専用地上局運用・維持管理費

本事業専用地上局が運用開始する令和10年3月31日以降において、各回の専用地上局運用・維持管理費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、四半期ごとに支払う。

(3) 全般管理業務費

本事業期間を通じて、各年度における年4回の全般管理業務費の支払額を当該期間におけるサービス水準に応じて、2.(2)の支払スケジュールに基づき、四半期ごとに支払う。

4. 民間商用事業における対価の取扱い

事業者が民間商用事業を実施する場合、本事業期間において民間商用事業で回収することを想定している費用分については予め控除した金額をもってサービス対価とする。

5. 支払額の返納等措置

防衛省は、本事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務の業績等の監視（モニタリング）を行い、業務要求水準書（資料-2）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の返納等を行う。返納等の措置の詳細については、この項及び業績等の監視及び改善要求措置要領（資料-7）のとおり。

(1) 返納等措置の基本的な考え方

要求水準が未達であった場合における基本的な返納等措置は以下のとおりとする。

具体的には、以下（ア）及び（イ）のとおり、業務要求水準書（資料-2）に定められた要求水準をそれぞれアベイラビリティ（本事業衛星によるコンステレ

ーションの体制構築に関する要求水準)とパフォーマンス(本事業衛星によるコンステレーションの運用実績に関する要求水準)に区分し、2つの区分における各要求水準に対して評価し返納等措置を講じる。ただし、アベイラビリティの要求水準の未達がパフォーマンスの要求水準充足に影響を及ぼす場合は、パフォーマンスの評価において当該影響を考慮する。

直接的妨害等に該当しない不可抗力により要求水準が未達であった場合における基本的な返納等措置は以下のとおりとする。

具体的には、アベイラビリティの評価による返納等措置は行わず、パフォーマンスの評価による返納等措置として、要求水準が未達となった各業務に係るサービス対価に相当する金額の50%相当の返納等措置を行う。また、直接的妨害等に該当しない不可抗力の原因となる事象に応じて、アベイラビリティ及びパフォーマンスに係る要求水準の再設定を行い、その設定された要求水準に基づき、アベイラビリティ及びパフォーマンスを評価していくこととする。なお、責任の所在にかかわらず、要求水準が未達であった場合、本事業衛星以外の衛星の利用等により、可能な限り代替措置を講じるものとする。代替措置として本事業衛星以外の衛星を利用する場合には、本事業衛星以外の衛星の要求水準に基づき、アベイラビリティ及びパフォーマンスを評価する。

(ア) アベイラビリティの評価に関する要求水準

- ・ 本事業衛星の再訪頻度に関する要求水準
- ・ 本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準
- ・ 統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準
- ・ 専用地上局の設置場所及び機能に関する要求水準 等

(イ) パフォーマンスの評価に関する要求水準

- ・ 本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準
- ・ 撮像要求から画像データの提供までの間の要領等に関する要求水準
- ・ 本事業衛星の運用に関する要求水準
- ・ 統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準
- ・ 専用地上局の設置場所及び機能に関する要求水準 等

(2) アベイラビリティの評価による未達調整金措置

防衛省は、四半期ごとに事業者から提出される撮像明細書を含む活動報告書に基づき、アベイラビリティに係る要求水準が達成されていないことを確認した場合は、当該要求水準が達成されていない内容に応じて、未達調整金を徴収する。

防衛省は、毎年度事業者から提出される年度活動報告書(四半期ごとの活動報告書を含む。以下同じ。)に基づき、当該事業年度の3月31日までの年間のアベイラビリティを評価し、評価の内容を踏まえ、未達調整金を算定する。事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに国に納付することとする。そのため、国に納付する資金が不足する事態とならないよう、防衛省が合理的に満足する措置を講じることとする。

未達調整金額は、5.(1)に定める返納等措置の基本的な考え方に基づき、当該要求水準に対応するサービス対価に対して、防衛省が求める要求水準との差分に応じて一定割合を乗算等して算定する。具体的には、別添「主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準」により未達調整金措置を行う。ただし、未達調整金額は、要求水準の未達が事業者の故意又は重過失による場合を除き、事業年度ごとに60億円を上限とする。

不可抗力(直接的妨害等に該当しない場合も含む。)、発注者の責めに帰すべき事由、本事業及びPFI法に基づく事業のみに影響を与える法令等の変更等若しく

は本事業の遂行に重大な支障を与えると認められる法令等の変更等（これに伴う事業者による増加費用及び損害の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合に限る。）（以下「直接的な法令等の変更」という。）又は打上失敗若しくは打上遅延により要求水準が未達であった場合は、アベイラビリティの評価による未達調整金措置は行わない。

ただし、直接的な法令等の変更以外の法令等の変更等であって、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、防衛省及び事業者は、当該法令等の変更等により要求水準が未達となった場合のアベイラビリティの評価による未達調整金措置について協議する。

(3) パフォーマンスの評価による返納措置

防衛省は、四半期ごとに事業者から提出される撮像明細書を含む活動報告書に基づき、パフォーマンスに係る要求水準が達成されていないことを確認した場合は、当該要求水準が達成されていない内容に応じて、サービス対価の返納を求める。

防衛省は、毎年度事業者から提出される年度活動報告書に基づき、当該事業年度の3月31日までの年間のパフォーマンスを評価し、評価の内容を踏まえ、返納金を算定する。事業者は、防衛省からの請求に基づき速やかに国に納付することとする。そのため、国に納付する資金が不足する事態とならないよう、事業年度ごとに国への返納が生じる場合を想定し、防衛省が合理的に満足する措置を講じることとする。

返納金額は、5.(1)に定める返納等措置の基本的な考え方に基づき、当該要求水準に対応するサービス対価に対して、防衛省が求める要求水準との差分に応じて一定割合を乗算等して算定する。具体的には、別添「主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準」により返納措置を行う。

ただし、統合運用システム等及び専用地上局の整備に遅延が生じ、業務要求水準書（資料-2）に示す時期までに運用が開始されなかった場合は、四半期ごとのサービス対価の返納又は当該返納と同等の措置を行う。

また、パフォーマンスに係る要求水準が達成されていない場合において、同時にアベイラビリティに係る要求水準が達成されていない場合は、パフォーマンスの評価に係るサービス対価の返納金額を算定するにあたり、要求水準が達成されていない内容を踏まえて、本事業衛星の運用に関する要求水準等のパフォーマンス評価を勘案する。

直接的妨害等に該当する不可抗力、発注者の責めに帰すべき事由又は直接的な法令等の変更により要求水準が未達であった場合は、パフォーマンスの評価による返納措置は行わない。ただし、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払額の算定及び支払方法は防衛省が事業者と協議の上定める。

直接的な法令等の変更以外の法令等の変更等であって、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、防衛省及び事業者は、当該法令等の変更等により要求水準が未達となった場合のパフォーマンスの評価による返納措置について協議する。

直接的妨害等に該当しない不可抗力により要求水準が未達であった場合は、パフォーマンスの評価による返納措置として、要求水準が未達となった各業務に係るサービス対価に相当する金額の50%相当の返納措置を行う。

6. 事業契約の一部が解除された場合の取扱い

事業契約のうち、専用地上施設運用等業務に関する部分の全部又は一部が解除された場合、当該時点以降、解除の対象となった専用地上施設運用等業務に係るサービス対価は発生しない。

7. 本事業を一時中止した場合の取扱い

本事業の全部又は一部を一時中止した場合、当該期間においても5. 支払額の返納等措置に基づきサービス対価の返納等措置を行う。ただし、この場合のサービス対価の支払スケジュール及び支払方法は防衛省が事業者と協議の上定める。

第3 入札価格及び落札価格（契約金額）との関係

入札価格は、「第1 サービス対価の構成」の2. (1)表1で構成されるサービス対価の見積価格の合計とし、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格（契約金額）とする。

事業者が民間商用事業を実施する場合、民間商用事業で回収することを想定している費用分については予め入札価格及び落札価格から控除した金額とすることとする。

第4 サービス対価の改定

原則としてサービス対価の改定は行わない。ただし、本事業衛星によるコンステレーションの運用開始時期の延期に伴って明らかに費用が減じる場合や技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合、急激な物価上昇が発生した場合は、防衛省が事業者と協議の上、サービス対価の見直しを行うことができるものとする。

上記のほか、要求水準を変更した場合やその他必要な場合は、防衛省が事業者と協議の上、サービス対価の改定を行うことができるものとする。

主な要求水準ごとの詳細な未達調整金又は返納金額算定に係る基準

○アベイラビリティの評価による未達調整金措置

期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	未達調整金※1
令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	統合運用システム等整備費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	専用の端末の運用開始時期、機能	令和8年4月1日から運用が開始できること、かつ、業務要求水準書（資料-2）で求める専用の端末の機能を満たしていること	基準日に運用できない場合、又は、所要の機能を満たしていない場合、それらを達成するまで1日あたり令和8年度の専用の端末の整備費の0.001%を徴収
令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日	統合運用システム等整備費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	簡易システムの運用開始時期、機能・性能	令和8年10月1日から運用が開始できること、かつ、業務要求水準書（資料-2）で求める簡易システムの機能・性能を満たしていること	基準日に運用できない場合、又は、所要の機能・性能を満たしていない場合、それらを達成するまで1日あたり当該年度の簡易システムの整備費の0.001%を徴収
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の再訪頻度に関する要求水準	再訪頻度	以下について、年4回のシミュレーション結果の平均をもって評価 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第12.1における範囲1については、平均マ以内の本事業衛星によるコンステレーションの再訪頻度を満たすこと ・業務要求水準書（資料-2）第2部第12.1における範囲2については、平均ミ以内の本事業衛星によるコンステレーションの再訪頻度を満たすこと ・業務要求水準書（資料-2）第2部第12.1における範囲3については、平均ム以内の本事業衛星によるコンステレーションの再訪頻度を満たすこと	平均が1分超過するごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収
		本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数（令和9年度及び令和10年度）	業務要求水準書（資料-2）第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数がk機を下回らないこと	k機を年間の平均が5%下回るごとに令和10年度の画像データ取得費の0.1%を徴収
		本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数（令和9年度から令和12年度）	業務要求水準書（資料-2）第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと	80%を基準とした年間の平均が5%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%を徴収
		本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率（本事業衛星）	国の撮像指示に対して、100%の撮像実績を有すること（国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合により評価）	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費（本事業衛星に相当する費用に限る。）の0.1%を徴収
		本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率（その他衛星）	国の撮像指示に対して、80%以上の撮像実績を有すること（国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合により評価。ただし、国の撮像指示数が(シ)枚以下の場合は、当該評価の対象外とする。）	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費（その他衛星に相当する費用に限る。）の0.1%を徴収
		その他地上局に関する要求水準	その他地上局の借上げ	業務要求水準書（資料-2）第2部第16.1で示す要求水準を満たすその他地上局を借上げていることを、年4回のシミュレーション結果をもって評価	要求水準を満たすその他地上局を借上げられなかった場合、以下に基づき算定した金額を徴収 要求水準未達拠点数×未達日数/365日×当該年度の画像データ取得費の0.1%
	統合運用システム等整備費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	統合運用システムの運用開始時期、機能・性能	令和10年3月31日から運用が開始できること、かつ、業務要求水準書（資料-2）で求める統合運用システムの機能・性能を満たしていること	基準日に運用できない場合、又は、所要の機能・性能を満たしていない場合、それらが達成されるまで1日あたり当該年度の統合運用システムの整備費の0.001%を徴収
			統合運用システムの稼働率（計画停止を除く）	(キ)%以上（年間の非稼働時間を(ク)以内とすること）	1時間超過するごとに当該年度の統合運用システムの整備費の0.001%を徴収
	専用地上局整備費	専用地上局の設置場所等及び機能に関する要求水準	専用地上局の運用開始時期、設置場所等及び機能・性能	令和10年3月31日から運用が開始できること、かつ、業務要求水準書（資料-2）で求める専用地上局の設置場所等及び機能・性能を満たしていること	基準日に運用できない場合、又は、所要の設置場所等及び機能・性能を満たしていない場合、それらが達成されるまで1日あたり当該年度の専用地上局の整備費の0.001%を徴収
			専用地上局の稼働率（計画停止を除く）	(シ)%以上（年間の非稼働時間を(ス)以内とすること）	1時間超過するごとに当該年度の専用地上局の整備費の0.001%を徴収

※1 実績値の%、分、日の端数は切り上げ（例：1.1%⇒2%、1分10秒⇒2分、28時間⇒2日とみなす）

※2 □部分は業務要求水準書（資料-2）の保護すべき情報該当箇所を参照

○パフォーマンスの評価による返納等措置

期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1
令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日	画像データ取得費	本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準	画像生成レベル	業務要求水準書（資料-2）で求める「画像の処理レベル」、「画像の階調数」、「画像の1画素当たりのサイズ」を満たしているか	満たしていない場合は、納入数量には含めない
		撮像要求から画像データの提供までの要領等に関する要求水準	画像取得時間（既存衛星）	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の画像取得時間を満たしているか a.シーン単位の観測 G以内 b.連続的な観測 H以内	満たしていない場合は、納入数量には含めない
			画像取得時間（本事業衛星（既存衛星を除く。））	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の画像取得時間を満たしているか a.シーン単位の観測 ①SAR衛星：Stripmapモードは平均I以内、1ルックのSpotlightモードは平均J以内、3ルックのSpotlightモードは平均K以内 ②光学衛星：平均L以内 ③SAR衛星及び光学衛星：M以内 b.連続的な観測 ①SAR衛星：平均N以内 ②光学衛星：平均O以内 ③SAR衛星及び光学衛星：P以内	a.シーン単位の観測 ①10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ②10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ③満たしていない場合は、納入数量には含めない b.連続的な観測 ①10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ②10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ③満たしていない場合は、納入数量には含めない
			画像取得時間等（本事業衛星以外の衛星）	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n以内 b.連続的な観測 o以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない
		本事業衛星の運用に関する要求水準	要求数量	要求数量に対する納入数量の割合を撮像達成率とし、当該達成率(タ)%以上を満たしているか（撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することとする。またその他衛星は、撮像達成率を(チ)%以上とする）	0.1%下回るごとに令和8年度の画像データ取得費（本事業衛星については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用）の0.1%を国に返納
	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	専用の端末の運用開始時期	令和8年4月1日から運用を開始できること	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・45日までの間は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・90日までの間は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・90日以降は、専用の端末の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納
		本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準	画像生成レベル	業務要求水準書（資料-2）で求める「画像の処理レベル」、「画像の階調数」、「画像の1画素当たりのサイズ」を満たしているか	満たしていない場合は、納入数量には含めない
			画像取得時間（既存衛星）	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の画像取得時間を満たしているか a.シーン単位の観測 Q以内 b.連続的な観測 R以内	満たしていない場合は、納入数量には含めない

期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1
令和8年10月1日 ～ 令和10年3月30日	画像データ取得費	撮像要求から画像データの提供までの要領等に関する要求水準	画像取得時間（本事業衛星（既存衛星を除く。））	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の画像取得時間を満たしているか a.シーン単位の観測 ①SAR衛星：Stripmapモードは平均[S]以内、1ルックのSpotlightモードは平均[T]以内、3ルックのSpotlightモードは平均[U]以内 ②光学衛星：平均[V]以内 ③SAR衛星及び光学衛星：[W]以内 b.連続的な観測 ①SAR衛星：平均[X]以内 ②光学衛星：平均[Y]以内 ③SAR衛星及び光学衛星：[Z]以内	a.シーン単位の観測 ①10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ②10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ③満たしていない場合は、納入数量には含めない b.連続的な観測 ①10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ②10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ③満たしていない場合は、納入数量には含めない
			本事業衛星の運用に関する要求水準	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 [n]以内 b.連続的な観測 [o]以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない
		要求数量	要求数量に対する納入数量の割合を撮像達成率とし、当該達成率([v])%以上を満たしているか（撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することとする。またその他衛星は、撮像達成率を([t])%以上とする）	0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費（本事業衛星については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用）の0.1%を国に返納	
	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	簡易システムの運用開始時期	令和8年10月1日から運用が開始できること	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・135日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・270日までの間は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・270日以降は、簡易システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納
		本事業衛星の画像生成レベルに関する要求水準	画像生成レベル	業務要求水準書（資料-2）で求める「画像の処理レベル」、「画像の階調数」、「画像の1画素当たりのサイズ」を満たしているか	満たしていない場合は、納入数量に含めない
		撮像要求から画像データの提供までの要領等に関する要求水準	画像取得時間（既存衛星）	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の画像取得時間を満たしているか a.シーン単位の観測 [あ]以内 b.連続的な観測 [い]以内	満たしていない場合は、納入数量には含めない
			画像取得時間（本事業衛星（既存衛星を除く。））	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の画像取得時間を満たしているか a.シーン単位の観測 ①SAR衛星：Stripmapモードは平均[う]以内、1ルックのSpotlightモードは平均[え]以内、3ルックのSpotlightモードは平均[お]以内 ②光学衛星：平均[か]以内 ③SAR衛星及び光学衛星：[き]以内 b.連続的な観測 ①SAR衛星：平均[く]以内 ②光学衛星：平均[け]以内 ③SAR衛星及び光学衛星：[こ]以内	a.シーン単位の観測 ①10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ②10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ③満たしていない場合は、納入数量には含めない b.連続的な観測 ①10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ②10分超過するごとに撮像達成率から0.05%減 ③満たしていない場合は、納入数量には含めない

期間	区分	パフォーマンスの評価に関連する要求水準	評価項目	評価内容	サービス対価の返納等※1
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の運用に関する要求水準	画像取得時間等（本事業衛星以外の衛星）	業務要求水準書（資料-2）で求める以下の撮像から撮像指示・画像表示端末に配信されるまでの時間を満たしているか a.シーン単位の観測 n以内 b.連続的な観測 o以内	満たしていない場合は、納入数量に含めない
			要求数量	要求数量に対する納入数量の割合を撮像達成率とし、当該達成率(ト)%以上を満たしているか（撮像達成率については、SAR画像データ、光学画像データそれぞれ評価することとする。またその他衛星は、撮像達成率を(ナ)%以上とする）	0.1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費（本事業衛星については本事業衛星に相当する費用、その他衛星についてはその他衛星に相当する費用）の0.1%を国に返納（ただし、アベイラビリティで満たしていない項目がある場合、別紙に定める値の合計を反映した上で、撮像達成率を満たしているか評価）
		その他地上局に関する要求水準	その他地上局の利用（シーン単位の観測）	業務要求水準書（資料-2）で求めるダウンリンク地上局を利用する場合の以下の要求水準を満たしているか ・ a% ・ b%	1%下回るごとに撮像達成率から0.1%減
			その他地上局の利用（連続的な観測）	業務要求水準書（資料-2）で求めるアップリンク地上局を利用する場合の以下の要求水準を満たしているか ・ d%	1%下回るごとに撮像達成率から0.1%減
	その他地上局に関する要求水準	その他地上局の利用（連続的な観測）	業務要求水準書（資料-2）で求めるダウンリンク地上局を利用する場合の以下の要求水準を満たしているか ・ f% ・ h%	1%下回るごとに撮像達成率から0.1%減	
		その他地上局の利用（連続的な観測）	業務要求水準書（資料-2）で求めるアップリンク地上局を利用する場合の以下の要求水準を満たしているか ・ j%	1%下回るごとに撮像達成率から0.1%減	
	統合運用システム等運用等業務費	統合運用システム等の設置場所及び機能に関する要求水準	統合運用システムの運用開始時期	令和10年3月31日から運用が開始できること	基準日に運用開始できない場合、以下のとおり支払額から減額 ・ 270日までの間は、統合運用システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/4×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・ 540日までの間は、統合運用システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額の1/2×遅延日数を支払額から減額若しくは返納 ・ 540日以降は、統合運用システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額×遅延日数を支払額から減額若しくは返納
			統合運用システムの稼働率（計画停止を除く）	(キ)%以上（年間の非稼働時間(ク)を超過した分）	非稼働時間1時間ごとに、統合運用システムの整備費及び運用・維持管理費から算定した1時間あたりの金額を国に返納
	専用地上局運用等業務費	専用地上局の設置場所等及び機能に関する要求水準	専用地上局の運用開始時期	令和10年3月31日から運用が開始できること	基準日に運用開始できない場合、専用地上局の整備費及び運用・維持管理費から算定した1日あたりの金額を支払額から減額
			専用地上局の稼働率（計画停止を除く）	(シ)%以上（年間の非稼働時間(ス)を超過した分）	非稼働時間1時間ごとに、専用地上局の整備費及び運用・維持管理費から算定した1時間あたりの金額を国に返納

※1 実績値の%、分、日の端数は切り上げ（例：1.1%⇒2%、1分10秒⇒2分、28時間⇒2日とみなす）

※2 □部分は業務要求水準書（資料-2）又は、サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）の保護すべき情報該当箇所を参照

※ 防衛省が撮像要求の段階において予め要求水準が達成されないことを確認のうえ、撮像を指示する場合は、当該指示に対するパフォーマンスの評価は行わない。

パフォーマンスに反映する項目及び基準

期間	区分	アベイラビリティの評価に関連する要求水準	アベイラビリティの評価項目	評価内容	アベイラビリティ未達による未達調整金※1	パフォーマンスへの反映事項
令和10年3月31日 ～ 令和13年3月31日	画像データ取得費	本事業衛星の再訪頻度に関する要求水準	再訪頻度	以下について、年4回のシミュレーション結果の平均をもって評価 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第12.1における範囲1については、平均 \square 以内の本事業衛星によるコンステレーションの再訪頻度を満たすこと ・業務要求水準書（資料-2）第2部第12.1における範囲2については、平均 \square 以内の本事業衛星によるコンステレーションの再訪頻度を満たすこと ・業務要求水準書（資料-2）第2部第12.1における範囲3については、平均 \square 以内の本事業衛星によるコンステレーションの再訪頻度を満たすこと	平均が1分超過するごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%	1分超過するごとに撮像達成率から0.1%減
		本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数（令和9年度及び令和10年度）	業務要求水準書（資料-2）第2部第18.4.1(2)aにおいて、本事業衛星の機数が \square 機を下回らないこと	\square 機を年間の平均が5%下回るごとに令和10年度の画像データ取得費の0.1%	5%下回るごとに撮像達成率から0.1%減
		本事業衛星の運用に関する要求水準	本事業衛星の機数（令和9年度から令和12年度）	業務要求水準書（資料-2）第2部第18.4.1(2)bにおいて、本事業衛星の機数が本事業衛星によるコンステレーションに必要な総機数の80%を下回らないこと	80%を基準とした年間の平均が5%下回るごとに当該年度の画像データ取得費の0.1%	5%下回るごとに撮像達成率から0.1%減
		本事業衛星の撮像優先権に関する要求水準	撮像達成率（本事業衛星）	国の撮像指示に対して、100%の撮像実績を有すること（国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合により評価）	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費（本事業衛星に相当する費用に限る。）の0.1%	1%下回るごとに撮像達成率から0.1%減
		本事業衛星の運用に関する要求水準	撮像達成率（その他衛星）	国の撮像指示に対して、80%以上の撮像実績を有すること（国の撮像指示に対して撮像ができなかったもののうち、優先権に起因するものの割合により評価）	年間の累積で撮像実績が1%下回るごとに当該年度の画像データ取得費（その他衛星に相当する費用に限る。）の0.1%	1%下回るごとに撮像達成率から0.1%減
		その他地上局に関する要求水準	その他地上局の借上げ	業務要求水準書（資料-2）第2部第16.1で示す要求水準を満たすその他地上局を借上げていることを、年4回のシミュレーション結果をもって評価	要求水準を満たすその他地上局を借上げられなかった場合、以下に基づき算定した金額を徴収 要求水準未達拠点数×未達日数/365日×当該年度の画像データ取得費の0.1%	業務要求水準書（資料-2）第2部第16.1で示す以下の項目については、要求水準未達拠点数×未達日数/365日×0.2%を当該年度の撮像達成率から減ずる それ以外の項目については、要求水準未達拠点数×未達日数/365日×0.1%を当該年度の撮像達成率から減ずる 6.1.1太陽同期軌道（ディセンディング）で通過する場合 a.ダウンリンク地上局 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第16で示す重点地域の任意の地点を撮像後、撮像データを最短 \square 以内にダウンリンク可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。 b.アップリンク地上局 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第13.1で示す対象領域の任意の地点を撮像する場合において、北緯 \square 度の地点を基準に、国からの撮像指示の \square %以上を撮像開始の \square 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。 6.1.2太陽同期軌道（アセンディング）で通過する場合 a.ダウンリンク地上局 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第13.1で示す対象領域の任意の地点を撮像後、撮像データの \square %以上を \square 以内にダウンリンク可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。 b.アップリンク地上局 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第16で示す重点地域の任意の地点を撮像する場合において、国からの撮像指示を撮像開始の最短 \square 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。 6.1.3傾斜軌道に投入する場合 a.ダウンリンク地上局 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第16で示す重点地域の任意の地点を撮像後、撮像データを最短 \square 以内にダウンリンク可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。 b.アップリンク地上局 ・業務要求水準書（資料-2）第2部第16で示す重点地域の任意の地点を撮像する場合において、国からの撮像指示を撮像開始の最短 \square 前まで受付可能な日本国内以外のその他地上局を借上げる。

※1 実績値の%、分、日の端数は切り上げ（例：1.1%⇒2%、1分10秒⇒2分、28時間⇒2日とみなす）

※2 □部分は業務要求水準書（資料-2）の保護すべき情報該当箇所を参照